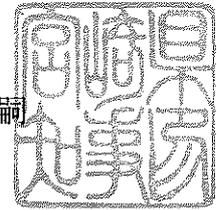


215-1240

令和元年11月6日

宮崎県教育委員会 殿

宮崎県知事 河野俊嗣



県議会に提出する教育に関する事務に係る議案について（照会）

このことについて、下記のとおり議案を作成したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により意見を求めます。

記

1 議案名

- 議案第1号 令和元年度宮崎県一般会計補正予算（第4号）
- 議案第9号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 議案第10号 市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第11号 職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例
- 議案第26号 公の施設の指定管理者の指定について

2 提出する県議会

令和元年11月定例県議会

（文書取扱 財政課）

令和元年 11月定例県議会提出議案の概要

<教育に関する事務に係る議案>

- **議案第1号 令和元年度宮崎県一般会計補正予算（第4号）**
教育委員会関連は債務負担行為の補正で、指定管理者の指定に伴い発生する令和2年度以降の負担額である。

- **議案第9号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（人事課）**
令和元年度の人事委員会勧告等を踏まえ、県職員の給料等を改定するものである。

- **議案第10号 市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（教職員課）**
令和元年度の人事委員会勧告等を踏まえ、市町村立学校職員の給料を改定するものである。

- **議案第11号 職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例（人事課）**
地方公務員法の改定等により、成年被後見人及び被保佐人に係る欠格条項が削除されたこと等に伴い、関係規定の改正を行うものである。

- **議案第26号 公の施設の指定管理者の指定について（2件）（管理課、スポーツ振興課）**
公の施設に係る指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決に付するものである。

(議案第1号関連)

(議案第26号関連)

公の施設の指定管理者の指定について

(宮崎県体育館、宮崎県ライフル射撃競技場、宮崎県総合運動公園有料公園施設)

スポーツ振興課

1 施設の概要

(1) 施設名

ア 宮崎県体育館	宮崎市宮崎駅東2丁目4番1
イ 宮崎県ライフル射撃競技場	宮崎市田野町乙4765番地の1
ウ 宮崎県総合運動公園有料公園施設	宮崎市大字熊野1443-12ほか

(2) 現指定管理者

宮崎県体育・スポーツ振興グループ

代表構成員：公益財団法人宮崎県スポーツ施設協会

構成員：公益財団法人宮崎県体育協会

(3) 指定期間

平成27年4月1日から令和2年3月31日まで(5年間)

2 次期指定管理候補者

宮崎県体育・スポーツ振興グループ

代表構成員：公益財団法人宮崎県スポーツ施設協会 会長 春山 豪志	}
宮崎市大字熊野2206番地1	
構成員：公益財団法人宮崎県体育協会 会長 春山 豪志	}
宮崎市大字熊野字島山1443番地12	

3 指定期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで(5年間)

市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正 する条例について

教職員課

1 改正の理由

令和元年の人事委員会勧告を踏まえ、市町村立学校職員の給与等に関する条例について、所要の改正を行う必要があるため。

2 改正の内容

教育職給料表を人事委員会勧告どおり改定する。

- ・30歳台半ばまでの職員が在職する号給について改定。
- ・平均改定率0.11% (200円～2100円)

3 施行期日等

公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

0150-

令和元年11月 日

宮崎県知事 河野 俊嗣 殿

宮崎県教育委員会

県議会に提出する教育に関する事務に係る議案について（回答）

令和元年11月6日付け215-1240で照会のあった標記については、
異議ありません。

（文書取扱 教育庁教育政策課）